

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局老人保健課

## 介護保険最新情報

今回の内容

要介護認定等の方法の見直しに伴う

経過措置について

計15枚（本紙を除く）

Vol.80

平成21年4月17日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます  
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線3944）  
FAX：03-3595-4010

事 務 連 絡  
平成 21 年 4 月 17 日

各都道府県介護保険担当課（室）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置を実施することについては、平成 21 年 4 月 13 日付事務連絡（介護保険最新情報 Vol.76）でお知らせしたところですが、その取扱いについて、本日、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（平成 21 年 4 月 17 日付老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知）を发出させていただきましたので、よろしくご査収ください。

また、その経過措置を行うにあたって生じうる疑義及びその回答について作成しましたので、経過措置の実施にあたっての事務処理においてご参考にしていただければと存じます。

<送付内容>

- 要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（平成 21 年 4 月 17 日付老発第 0417001 号厚生労働省老健局長通知）
- 要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について生じうる疑義及びその回答



老 発 0417001 号  
平成 21 年 4 月 17 日

各都道府県知事宛

厚生労働省老健局長



### 要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置について（通知）

要介護認定及び要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の方法の見直しについては、要介護認定等基準時間の推計の方法の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 189 号）、要介護認定等の実施について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331005 号厚生労働省老健局長通知）、介護認定審査会の運営について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331006 号厚生労働省老健局長通知）及び要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（平成 21 年 3 月 31 日老発第 0331001 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）において平成 21 年 4 月 1 日から実施しているところである。また、この見直し後の要介護認定等の方法については、一定期間、検証を行うこととしている。

そうした中、要介護認定等の方法の見直しに際しても、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置の実施を、市町村にお願いするものである。

その際の事務処理手順について、下記のとおりお示しするので、御了知の上、関係市町村、関係団体、関係機関にその周知をお願いする。

なお、本措置は経過的な措置であるが、従前の通知と本通知において取扱いが異なる場合にあっては、基本的には本通知の取扱いを優先するものとして取扱い願いたい。

### 記

#### 1. 趣旨

要介護認定等の方法の見直し直後において、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、見直し後の要介護認定等の方法の検証期間において、要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置を市町村において実施できることとするものである。

#### 2. 実施期間について

当該経過措置の実施期間は、見直し後の要介護認定等の方法の検証が終了するまでの間とする。

### 3. 対象者について

「2. 実施期間について」で規定した間に要介護更新認定の申請及び要支援更新認定の申請（以下「更新申請」という。）を行った者のうち、当該者の安定的な介護サービスの利用を確保する観点から更新申請を行う以前の要介護状態（法第7条第1項に規定する要介護状態をいう。以下同じ。）に該当すること及びその該当する要介護状態区分（法第7条第1項に規定する要介護状態区分をいう。以下同じ。）（被保険者が第2号被保険者である場合にあつては、要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。以下同じ。）又は要支援状態（法第7条第2項に規定する要支援状態をいう。以下同じ。）に該当すること及びその該当する要支援状態区分（法第7条第2項に規定する要支援状態区分をいう。以下同じ。）（被保険者が第2号被保険者である場合にあつては、要支援状態に該当すること、その該当する要支援状態区分及びその要支援状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。以下同じ。）（以下「要介護状態区分等」という。）とすることを希望する者を対象とする。

### 4. 手順について

要介護認定等の方法の見直しに伴う経過的な措置の具体的な手続きについては、以下①～④までとする。

① 法第28条第4項において準用する法第27条（同条第8項を除く。）及び法第33条第4項において準用する法第32条（同条第7項を除く。）の要介護更新認定又は要支援更新認定に際し、市町村は、当該要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者に対して、安定的な介護サービスの利用を確保する観点から、更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望するか否かの意思を確認するものとする。

その際、当該被保険者に対し、様式例を参考に、当該意思等の書面への記載を求めるとする。市町村は、やむを得ず被保険者に記載を求めることができない場合にあつては、市町村において当該意思等を書面に記載し、保存しておくこととする。

なお、この場合にあつては、従前の要介護状態区分等に比べて重度に変わる場合の希望と軽度に変わる場合の希望のそれぞれについて把握するものとする。

② 認定審査会が更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行う場合にあつて、①において、要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者が更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望する旨の意思を有している者である場合にあつては、その意思に基づいて、認定審査会において、更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定の内容を、更新申請を行う以前の

要介護状態区分等に変更して審査及び判定を行うこととする。

- ③ 認定審査会が更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行う場合にあつて、①において、要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者が更新申請を行う以前の要介護状態区分等とすることを希望する旨の意思を有していない者である場合にあつては、認定審査会において更新申請を行う以前の要介護状態区分等と異なる要介護状態区分等である旨の審査及び判定を行うこととする。
- ④ なお、①から③までの事務については、法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 11 項の処分しなければならない期間（法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）を勘案し、法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 11 項ただし書きの通知（法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。）を用いる等円滑に事務を進められたい。

## 5. 有効期間について

当該経過的な措置による要介護更新認定及び要支援更新認定の有効期間は、法第 28 条第 10 項において読み替えて準用する法第 28 条第 1 項に規定する有効期間又は法第 33 条第 6 項において読み替えて準用する法第 33 条第 1 項に規定する有効期間とする。

## 6. その他

見直し後の要介護認定等の方法の検証に用いることができるよう、市町村においては、

- ・ 当該経過的な措置を行った被保険者に係るデータ
- ・ 認定審査会の要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者の 4. ①で確認する意思を反映する前の審査及び判定の結果
- ・ 認定審査会の要介護更新認定又は要支援更新認定に係る被保険者の 4. ①で確認する意思に基づいた、4. ②にある審査及び判定の結果

等について、個人情報保護の観点に留意しつつ、把握し、厚生労働省への情報提供についてご協力いただきたい。

(別紙)

## 要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調書

申請者氏名	
被保険者番号	
記入（意思を確認した）日	平成 年 月 日
この調書の記載者の氏名 及び事業所名（※）	
申請者と記載者の関係	本人 ・ 家族（親族） ・ その他（ ）

※ 事業所名は、記載者がご本人又はご家族（親族）の場合は、記載不要です。

### 申請者の意思

#### ① 従来（更新申請前）の要介護度とする措置の必要について

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	必要なし（今回認定される要介護度でよい）
	必要あり（従来の要介護度のままと希望する）

#### ② ①で「必要あり」に○をした方は、次のどれを希望されますか

※次のいずれかに「○」をつけてください。

	従来より <u>軽度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（重度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になった場合</u> 、従来の要介護度に戻す。（軽度になった場合はそのままよい）
	従来より <u>重度になっても軽度になっても</u> 、従来の要介護度に戻す

(注) 「要介護度」とは、要介護状態区分及び要支援状態区分のことです。